

平成 29 年 11 月 6 日

「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正並びに「違法行為への対応に関する指針」の制定に関する公開草案に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 29 年 10 月 6 日付けで貴会から公表された「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正並びに「違法行為への対応に関する指針」の制定に関する公開草案について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

I. 「違法行為への対応に関する指針」（2 頁）

第 1 章 総則 第 4 項（2）について

意見 本規定は本指針第 3 章に規定する「財務諸表監査業務以外に従事する場合」を念頭に置いた規定と理解するが、本指針第 2 章「財務諸表監査業務に従事する場合」には適用がないことを明確にするか、「財務諸表監査業務に従事する場合」にも適用されるのであれば適切な表現に変更していただきたい。

理由 本指針第 4 項（2）はコンサルティング業務等が対象となる本指針第 3 章に規定する「財務諸表監査業務以外の専門業務に従事する場合」を念頭に、「依頼人の経営者又は必要に応じて監査役等に報告し、・・・」と規定されているものと理解するが、本指針第 1 章は総則であり、本指針第 2 章に規定する「財務諸表監査業務に従事する場合」も含まれるとも解釈できる。「財務諸表監査業務に従事する場合」は、まさに会社法第 397 条や金融商品取引法第 193 条の 3 に代表されるように監査役等への報告や協議が重視される場合であり、第 2 章では「又は」ではなく、「及び」が使われている。従って、第 4 項（2）は、「財務諸表監査業務に従事する場合」には適用がないことを明確にするか、「財務諸表監査業務に従事する場合」も適用されるのであれば、単に「又は」とするのではなく、「財務諸表監査業務に従事する場合」には「及び」となるよう表現を変更するべきと考える。

Ⅱ. 「独立性に関する指針」(5頁、12頁)

第1部 第163項(7)、第2部 第144項(7)について

意見 本規定は、本規定以外の第1部 第163項、第2部 第144項の規定とは明らかに性格が異なるので、他の事項と並列して規定すべきではないと考える。

理由 第1部 第163項(7)、第2部 第144項(7)は、経営者の責任と考えられる活動を明確にするための規定で、「経営者自らが監査役等に報告すべき事項を、業務に従事する会計事務所等所属の会員が業務を実施する過程で、経営者に代わって監査役等に報告したとしても、経営者の責任の範囲内にあることには変わらない」との趣旨であることは理解するが、(7)以外の第1部 第163項及び第2部 第144項の規定は、経営者の責任となる経営者の行為を例示しており、(7)とは明らかに性格が異なるため、並列して規定することは適当ではないと考える。

以 上